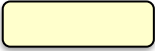
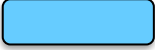


第2章 避難所の運営体系

宮古市における避難所の位置付けや、避難所運営の全体の流れ、役割分担など、避難所運営の前提となる事項をまとめています。

＜行動主体別の色の分類＞

	・・・全員で行うこと (または複数の主体で担当すること)		・・・主に施設管理者が行うこと (学校職員・施設職員等)
	・・・主に避難者が行うこと		・・・主に宮古市職員が行うこと (避難所運営班)
	・・・主に住民組織が行うこと (自治会町内会・自主防災組織等)		・・・主に市災害対策本部が行うこと

2-1. 避難所の位置付け

宮古市における避難所の位置付けや開設基準、対象とする方は以下の通りです。

(1) 避難所の位置付けと対象者

避難所は大きく以下の2つの目的において開設されます。

① 災害によって被害を受ける恐れがある市民の一時的な安全保護のため

＜主な対象者＞

- ア. 避難指示等が発令された地域の居住者
- イ. 避難指示等は発令されていないが、緊急避難の必要がある地域の居住者
- ウ. 帰宅が困難となり、当地に滞留せざるを得ない者

② 災害によって現に被害を受けた市民の安全を守り、生活再建へ踏み出す場を提供するため

＜主な対象者＞

- ア. 住居が被害を受け、居住の場を失った者（全壊（焼）・流出・半壊（焼）・床上浸水等の被害を受け、日常生活の場を失った者）
- イ. 災害によってライフラインが複数途絶し、自宅での生活が困難な者

(2) 開設基準

宮古市における避難所の開設基準は次のとおりです。

＜地震・津波の場合＞

避難所は震度5弱以上の地震が発生した場合、または津波注意報もしくは津波警報が発表された場合において開設します。

＜風水害の場合＞

大雨、洪水、土砂災害等で避難が必要な地域に対して災害警戒・対策本部が設置され、避難準備・高齢者等避難開始等の発表準備に伴い、開設の指示があった場合、その他の災害で必要となった場合において、該当地域の避難所を開設します。

2-2. 避難所運営に携わる組織・人

【ポイント】避難所は「避難者」「住民組織（自治会町内会・自主防災組織等）」「宮古市職員（避難所運営班）」「施設管理者」「宮古市災害対策本部」が力を合わせて運営を行います。

＜避難者＞ ※以降橙色で表示

- ✓ 避難所に避難される方です。地域住民の他、観光客や買い物客などの方々が避難する場合もあります。
- ✓ 住民組織と共に、避難所の運営を担います。

＜住民組織（自治会町内会・自主防災組織等）＞ ※以降緑色で表示

- ✓ 自治会町内会、自主防災組織等、各地域で組織されている団体を指します。
- ✓ 特に避難所開設当初の災害時初動期（概ね発災から 24 時間程度）においては、住民組織が中心となって活動を行います。

＜宮古市職員（避難所運営班）＞ ※以降紫色で表示

- ✓ 災害時初動期（概ね発災から 24 時間程度）においては「避難所運営班（第 1 班）」が避難所に参集して運営を実施し、災害時展開期（概ね発災から 24 時間以降）以降においては、「避難所運営班（第 2 班）」が避難所運営を協働します。
- ✓ 避難所運営を実施すると共に、災害対策本部との情報のやり取り（各種報告や物資の要請等）を行います。

＜施設管理者（学校職員・施設職員等）＞ ※以降黄色で表示

- ✓ 避難所となる施設（学校、公共施設等）の管理者や職員です。
- ✓ 避難所施設の利用、活用に関することを中心として、避難所開設・運営に協力します。

＜宮古市災害対策本部＞ ※以降水色で表示

- ✓ 避難所の設置および運営に関する統括を行う（市民生活部 第 2 救護班）ほか、避難所からの要請・要望に基づき、避難者の救護を行うなど（保健福祉部 医療班）、避難所に対する各種の支援を行います。

2-3. 避難所開設・運営における役割分担と運営の全体像

(1) 災害時初動期(概ね発災 24 時間後まで)における役割分担 (⇒第4章で詳述)

【ポイント】発災後の初動期においては、自治会町内会・自主防災組織・防災士を中心に避難所の開設、初期の運営を行います。

緊急時には、市の職員や施設管理者の参集が困難となる場合があります。そこで、自治会町内会・自主防災組織・防災士を中心とし、避難者自身の協力を得つつ、避難者の受入、避難者名簿の作成、備蓄物資の配布等を行います。

それぞれの担う役割を以下に示します。なお、災害によって状況は変わるため、これを目安としつつ、具体的な役割分担はその場の話し合いによって決定します。

<住民組織・避難者>

以下の分担に分かれて、発災当日の開設と、初期の運営を担います。これらの担当は発災 24 時間後を目途に立ち上げられる避難所運営委員会で構成される班編成の前身となるものです。各担当の詳細については「[4. 災害時初動期編](#)」で確認して下さい。

担当名	主な役割
開設リーダー	避難所開設における指示出しや取りまとめ (防災士や住民組織のリーダーが務めることが望ましいです)
総務情報担当	避難所の立ち上げ、避難者の受付
施設管理担当	施設内の確認と資機材の設置／受入れスペースのレイアウト
物資食料担当	備蓄食料・物資の配布
保健衛生担当	トイレの確保／けが人等の応急対応

※ 以上の分担については、事前に決めておくか、又は避難所にて割り振りを行いましょう。

⇒「3-9. 初動期の開設担当を事前に決めておこう」

⇒「4-4. 避難所開設の分担の割り振り」

<避難所運営班（第1班）>

- ◇災害対策本部との連絡体制の確立
- ◇避難状況の報告、地域の被害状況の報告
- ◇避難所開設・運営の実施

<施設管理者>

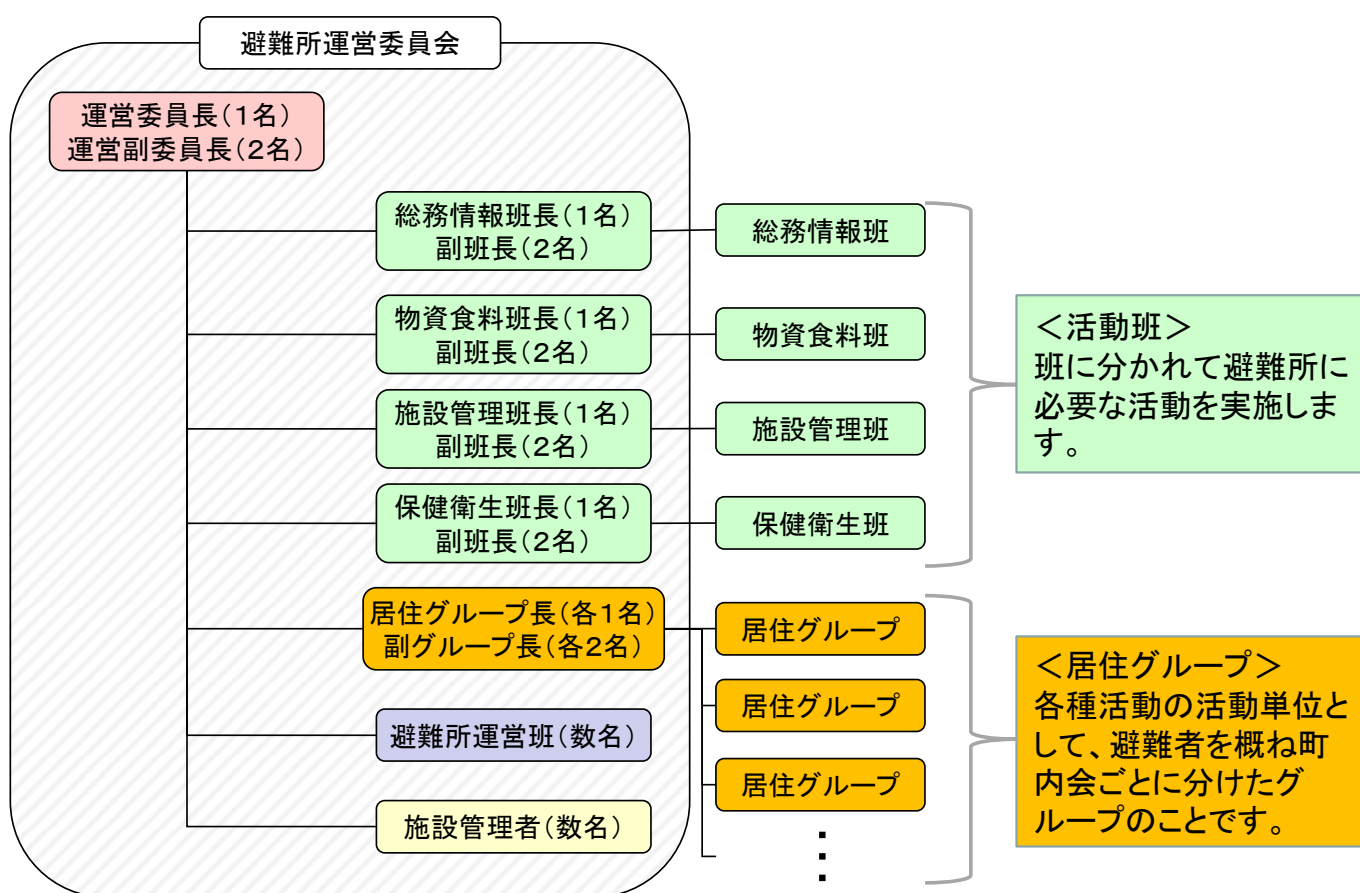
- ◇児童、生徒、施設利用者の保護
- ◇施設のライフライン（電気・水道・ガスなど）の点検
(ただし、土日・祝日・夜間の発災の場合は参集が遅れる可能性あり)
- ◇避難所開設・運営の協力

(2) 災害時展開期(概ね発災 24 時間後以降)における役割分担(⇒第5章で詳述)

【ポイント】避難生活の長期化が想定される場合、避難所開設が一段落ついた時点（概ね発災 24 時間後を目途）で、避難所運営委員会を立ち上げます。

避難生活が長期化することが想定される場合、中長期的な避難生活を円滑に実施するために、避難所開設が一段落ついた時点（概ね発災 24 時間後以降）で一度、住民組織（自治会町内会・自主防災組織等）、避難所運営班、施設管理者等の関係者が集まり、避難所運営委員会を立ち上げます。

避難所運営委員会の構成は以下の図の通りです。



避難所は「運営委員長（1名）」、「運営副委員長（2名）」を中心とし、避難所の運営の各種活動を行う「活動班」と、避難者をグループ分けした「居住グループ」で運営を行います。

避難所運営委員会は、運営委員長、副委員長、各活動班長（副班長）、各居住グループ長（副グループ長）、「避難所運営班」、「施設管理者」で構成され、定期的に避難所運営会議を開催します。

避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが大切であるため、避難所運営委員には必ず女性も配置しましょう。

次ページに避難所開設・運営の全体像と、本マニュアルの目次構成を示します。

表 避難所開設・運営の全体像と本マニュアルの目次構成

時 期	避難者・住民組織				施設管理者	避難所運営班 (第1班・2班)
平常時準備 (発災前)	3. 平常時準備編					
発 災	発 災					
災害時 初動期 (概ね発災 24 時間後迄)	4-1. 避難開始後の流れと参集				4-2. 勤務時間内 発災時にお ける施設管 理者の対応	
	4-3. 避難所到着時の行動（開錠・安全性の確認）					
	4-4. 役割の分担					
	総務情報担当	施設管理担当	物資食料担当	保健衛生担当	避難所運営 支援	4-9. 避難所 運営班(第1班) の初動期対応 (1)本部との連絡 体制の確保 (2)災害対策本部 への報告
	4-5. 総務情報担 当の初動期対応 (1)避難所開設の報告 と避難者数の把握 (2)避難所の立ち上げ	4-6. 施設管理担当 の初動期対応 (1)施設内の確認と 資機材の設置 (2)受入れスペースの 確保	4-7. 物資食料 担当の初動期対応 (1)食料・物資の 配布	4-8. 保健衛生担当 の初動期対応 (1)トイレの確保 (2)けが人等の応急対応		
	5-1. 避難所運営委員会の設置と避難所運営会議の開催 5-2. 居住グループの編成と分担 5-3. 避難所ルールの決定・周知					
総務情報班	施設管理班	物資食料班	保健衛生班			
5-4. 総務情報班 の展開期対応 (1)被災者情報管理 (2)その他受付対応 (3)情報収集・発信 (4)運営記録の作成 (5)ボランティア受入	5-5. 施設管理班の 展開期対応 (1)居住スペースの配置 (2)防犯・防災対策の 実施 (3)施設管理	5-6. 物資食料 班の展開期対応 (1)物資ニーズ集 約・要請・配布 (2)炊き出し・ 食事準備	5-7. 保健衛生班の 展開期対応 (1)衛生管理 (2)健康管理 (3)要配慮者への支援			
災害時 展開期 (概ね発災 24 時間後以降)						第1班から第2班 への引き継ぎ
災害時集約 期～撤収期	6. 災害時集約期～撤収期編					5-8. 避難所 運営班(第2班) の展開期対応 (1) 避難所運営 班（第2班） の対応